

201027006A

**厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業**

**青年期・成人期の発達障害に対する支援の現状把握と
効果的なネットワーク支援についてのガイドライン作成に関する研究**

平成22年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 近藤 直司

平成23年(2011)5月

**厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業**

**青年期・成人期の発達障害に対する支援の現状把握と
効果的なネットワーク支援についてのガイドライン作成に関する研究**

平成22年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 近藤 直司

平成23年(2011)5月

目 次

I. 総括研究報告	1
青年期・成人期の発達障害に対する支援の現状把握と 効果的なネットワーク支援についてのガイドライン作成に関する研究	1
研究代表者 近藤直司 山梨県立精神保健福祉センター／山梨県中央児童相談所	
II. 主任研究ワーキング・グループ研究報告	11
全国の発達障害者支援センターと精神保健福祉センターにおける 高機能発達障害に対するネットワーク支援の現状とモデル事例に関する研究	11
近藤直司 ^{1・2)} 萩原和子 ¹⁾ 宮沢久江 ³⁾ 小林真理子 ²⁾ 田中 実 ⁴⁾ 1) 山梨県立精神保健福祉センター 2) 山梨県中央児童相談所 3) 山梨県発達障害者支援センター 4) 神戸大学大学院医学研究科精神医学分野	
III. 分担研究報告	14
1. 発達障害者支援センターと他の福祉・就労支援分野との連携についての研究	14
志賀利一 ¹⁾ 武居光 ²⁾ 阿佐野智昭 ³⁾ 1) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園企画研究部研究課 2) 社会福祉法人新生会 川崎市西部地域療育センター 3) 社会福祉法人新生会 川崎市発達相談支援センター	
2. 発達障害者支援における精神科医療機関の役割についての研究 高機能広汎性発達障害の青年・成人の治療において 精神科医はどのような支援を求めているか.....	21
塙本千秋 ¹⁾ 安松昭子 ¹⁾ 土岐淑子 ¹⁾ 本田輝行 ²⁾ 今出大輔 ²⁾ 1) 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 2) おかやま発達障害者支援センター	
3. 教育から就労につながる支援の現状把握と課題に関する研究	33
鳥海順子 ¹⁾ 橋本創一 ²⁾ 土肥 満 ³⁾ 河西慶仁 ⁴⁾ 竹井ひとみ ⁵⁾ 森屋直樹 ⁶⁾ 出口幸英 ⁷⁾ 1)山梨大学 2)東京学芸大学 3)山梨県南アルプス市立落合小学校 4)山梨県教育委員会 5)保護者 6)すみよし障がい者就業・生活支援センター 7)地域療育支援センター千代田	
IV. 研究成果の刊行に関する一覧表	37
V. 研究成果の刊行物・別冊	38

I. 平成22年度 総括研究報告

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
総括研究報告書

青年期・成人期の発達障害に対する支援の現状把握と効果的な
ネットワーク支援についてのガイドライン作成に関する研究

主任研究者 近藤直司^{1, 2)}

1) 山梨県立精神保健福祉センター 2) 山梨県中央児童相談所

研究要旨

本研究は、発達障害者支援センターと精神保健福祉センターにおける相談支援ケースを中心に、現在、実践されている高機能の発達障害者へのネットワーク支援の現状と課題を明らかにするとともに、青年期・成人期の発達障害者への効果的なネットワーク支援の方法論を示すガイドラインの作成を目的としている。

平成 20 年度は、全国の発達障害者支援センターと精神保健福祉センターの相談ケース 181 件を通して、発達障害者の生活・支援ニーズ、ネットワーク支援の現状と課題・問題点などを把握した。また、就労支援の現状と課題、ネットワーク支援において精神科医療機関が果たす役割、高等学校を中心に教育分野の現状と課題を把握した。

平成 21~22 年度は、ネットワーク支援の概念整理を進めた。また、事例集の作成に向けて、事例収集の方法論と倫理的側面について検討した。また、発達障害ケースの生活類型とそれぞれの生活・支援ニーズに関する概念整理、精神科診療所を対象とした調査、教育と障害福祉・就労支援のネットワークに関する検討などを通して、青年期・成人期を迎えるまでに必要な支援や高等学校における進路指導のあり方、青年期・成人期に至ったケースの生活・支援ニーズと福祉的支援のあり方、精神科医療機関の役割などについて検討を深めた。

これらの作業過程を通して作成したガイドライン案について、全国の発達障害者支援センターと精神保健福祉センターから寄せられた意見をもとに検討を加え、完成版を作成した。

A. 研究目的

分担研究者氏名・所属機関・職名

志賀利一 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園企画研究部研究課、課長
塚本千秋 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター、副理事長・副院長
鳥海順子 山梨大学教育人間科学部障害児教育講座、教授

高機能の発達障害については、これまで、おもに学童期・思春期における支援の重要性が認識されてきた。また近年になって、青年期のひきこもり事例の中に高機能広汎性発達障害者が多く含まれること、あるいは高校卒業前後の移行期や大学生活、就労や職場への適応に問題を抱える事例が多いことが明らかになるなど、青年期・成人期において多くの支援を要することが認識されつつある。

青年期・成人期の高機能事例に対して効果的な支援を提供するには、発達障害者支援センターなどの福祉分野の他、就労支援分野、精神保健福祉分野、高校・大学などの教育分野、あるいは精神科医療機関など、多くの関係機関の貢献が必要である。また、現時点においては、先駆的な実践報告などをとおして、青年期・成人期のどのような生活ニーズに対して、どのような支援ができるのか、どのようなネットワーク支援が必要なのかといったモデルの提示や具体的なイメージの形成が必要であると思われる。

本研究は、どのようなケースの、どのようなニーズに対して、どのような機関・制度・社会資源が活用できるのかというネットワーク支援のあり方を検討し、ネットワーク支援に関するガイドラインを作成すること、及びその成果を広く普及することにより、地域における発達障害者支援の質の向上を目的とするものである。

B. 研究方法

1. 主任研究「発達障害者支援センター、精神保健福祉センターにおけるネットワーク支援についての研究」

平成 20 年度は、全国の発達障害者支援センターと精神保健福祉センターを対象とした質問紙調査を実施し、その結果と文献の収集・検討を通して、現在、実践されている高機能の発達障害者へのネットワーク支援の実際を把握・検討した。また、本人と家族の同意のもとに事例提供が可能な機関を把握した。

平成 21 年度は、ネットワーク支援の実践例と先行研究、文献の検討をとおして、ネットワーク支援の概念整理に着手した。また、内外の臨床研究や学会発表の倫理規定などを参照し、ガイドラインに掲載する事例の収集方法と倫理的配慮について検討した。

平成 22 年度は、研究班における討論、関係団体等との意見交換などを含め、ガイドラインの作成にあたった。

2. 分担研究（1）「発達障害者支援センターと他の福祉・就労支援分野との連携についての研究」

全国の発達障害者支援センターに相談に訪れる青年期・成人期の高機能発達障害者が、どのような福祉・就労支援を必要としているのか、そしてこのニーズに応えるため発達障害者支援センターはどのような機関と、どのような連携が必要になるのかを調査した。

平成 20 年度は、①全国発達障害者支援センター連絡協議会が平成 19 年に実施した実態調査の結果を再検討し、発達障害者支援センターで取り組まれている就労支援の実状について分析した。また、近年の資料・文献を展望し、障害者の就労支援に関する歴史的経緯、就労支援の方法論についての変遷、今後の方向性、とくに広汎性発達障害と障害者就労支援の関係などに関するテキスト（暫定版）を作成した。

平成 21 年度は、就労に関する直接支援を実施している 6ヶ所の発達障害者支援センターにおいて相談支援を受けている全ての高機能発達障害ケース（407 人）の生活状況に関する調査を実施し、生活実態の類型とそれぞれの支援ニーズ、障害者手帳の取得状況などの関連について検討した。

3. 分担研究（2）「発達障害者支援における精神科医療機関の役割についての研究」

平成 20 年度は、岡山県精神科医療センターの平成 19 年度の新規外来患者のうち、16 歳以上の広汎性発達障害ケース 57 件について、基本属性、主訴、状態像、治療方針など 20 項目について把握・検討し、精神科医療機関の役割や精神医学的治療を要するケースの実態などについて検討した。

また平成 21 年度は、青年期・成人期において比較的良好に社会適応しているケースを対象として、どのような危機状況を、どのように乗り越えてきたのかという視点を中心としたライフストーリー研究を実施した。

さらに平成 22 年度は、岡山県精神科医会とおかやま発達障害者支援センターの協力のもと、県内で精神科臨床に従事する精神科医 344 名にアンケート調査を実施し、おもに精神科クリニックにおける現状と課題について検討した。

4. 分担研究（3）「発達障害者支援センターなどの福祉分野と教育分野との連携についての研究」

平成 20 年度、高等学校における支援や関係機関との効果的なネットワーク構築に向けた基礎的資料を収集することを目的に、高校特別支援教育についての文献レビューと先進地の視察の他、山梨県内の高等学校で選任されている特別支援教育コーディネーターを対象とした質問紙調査、養育者への聴き取り調査などを通して、関係機関とのネットワークを焦点として、とくに高等学校における特別支援教育の現状を把握した。

平成 21 年度は、「教育から就労につながる支援の現状と課題の把握」に視点を当て、就労関係者から現状に関する情報収集、青年期で就労している発達障害の保護者に対する聴き取り調査、就労支援機関等への視察を実施し、おもに高等学校と福祉分野の支援機関とのネットワーク支援のあり方について検討した。

平成 22 年度は「教育機関へのキャリア教育・進路指導のサポート」について文献研究を中心に文部科学省のモデル事業について調べた。また、8 月に文部科学省の研究開発学校である神奈川県立田奈高等学校教諭を講師に招き、「高等学校における『かながわの支援教育』の具体的展開—特別でない特別支援教育—」をテーマに研修を実施した。

（倫理面への配慮）

本研究において収集したデータは研究担当者のもとに厳重に保管され、研究終了後は破棄する。また、本研究で得た情報が他の目的のために利用されることはない。一旦、協力に同意した場合でも、いつでも撤回することとする。今年度つい

てはインフォームドコンセントを省略し、本研究に協力している旨を掲示やホームページ等の方法によって広報するよう協力機関に依頼する。

C. 研究結果

1. 発達障害者支援センター、精神保健福祉センターにおけるネットワーク支援についての研究

平成 20 年度、全国の発達障害者支援センターと精神保健福祉センターを対象に青年期・成人期の発達障害ケースに対するネットワーク支援に関する調査を実施し、38 ケ所の発達障害者支援センターと 41 ケ所精神保健福祉センターから回答された 181 ケースから、医療、保健、福祉、教育、就労、司法などを含んだ多様なネットワーク支援の実践例を把握した。さらに、個々の事例に記載されていた支援課題と担当機関、ネットワーク支援に効果と課題などの記載から、ネットワーク支援における精神科医療機関の役割、就労支援に関するネットワーク支援、教育分野と多分野とのネットワーク支援などについて、詳細に分析・検討した。

平成 21 年度は、平成 20 年度の調査・検討と機関連携に関する先行研究をもとに、ネットワーク支援の概念化に取り組んだ。第一に、機関連携の形態を、①複数の生活ニーズに対して複数の機関が機能する「協働」、②進学や就労、社会参加が進んだことなどによって必要となる、おもな支援機関の「移行」、③支援機関に対して専門的な助言をする「コンサルテーション」という三つに整理した。第二に、とくに協働においては、どのようなニーズに対して、どのような機関・制度が活用できるのかといったニーズと支援を一対と捉え、それらが過不足なくパッケージされた包括的な支援プランを重視することとした。第三に、有効なネットワーク支援が展開される際に、ケアマネージャー・コーディネーター的な機能が重視されるという視点を強調した。

さらに、ガイドラインに掲載するネットワーク支援のモデルケースの収集・掲載に関する方法とその際に必要となる倫理的配慮について検討し

た。日本精神神経学会が承認した「臨床研究における倫理綱領」(1997年5月30日)を参照し、インフォームドコンセント案を作成した。いくつかのケースに対してインフォームドコンセントに基づく事例収集を試みたところ、記述内容の掲載に同意／拒否する能力に関する評価が困難であること、収集されるケースが支援関係の良好なものに限定される傾向が明らかになった。その後、内外の学会における事例発表に関する倫理規定などを参考し、個人情報を消去、修正した複数の事例から構成された架空の事例を作成・公表するという結論に至った。

研究班に加えて、一部を他の専門家に依頼し、分担執筆したガイドライン最終案を、全国の発達障害者支援センター連絡協議会と精神保健福祉センター長会を通して、発達障害者支援センターと精神保健福祉センターに意見を求め、研究班において再検討したうえで完成版とした。

本ガイドラインは本報告書と発達障害情報センターのホームページに掲載し、今後、寄せられた指摘や制度の変更、さらに検討が深まった点などについて改訂を加えていくことを検討したい。

発達障害情報センター

<http://www/rehab.go.jp/ddis>

2. 発達障害者支援センターと他の福祉・就労支援分野との連携についての研究

平成20年度は、①全国発達障害者支援センター連絡協議会が平成19年に実施した実態調査の結果から、成人期の就労支援の実態の推測、②近年整備され始めた地域の就労支援に関する資料を再整理した。これにより、本格的な就労支援に取り組んでいると考えられる発達障害者支援センターが全体の20%前後に留まっていることが確認された。また、有効な就労支援に取り組むことができていない理由として、障害者への就労支援の現状・制度に関する理解が不足しており、発達支援分野の専門や保健福祉分野の専門職、雇用管理の専門職の三者がバランスよく連携できていない現状があることが窺われた。

平成21年度は、就労支援に積極的に取り組んでいる発達障害者支援センターを対象とした調査によって、青年期・成人期ケースの生活状況を類型化し、それぞれの生活・支援ニーズについて検討した。

平成21年度は、就労支援に積極的に取り組んでいる6ヶ所の発達障害者支援センターにおいて、継続的な相談支援を受けている全ての高機能群(407ケース)の生活状況に関する調査と類型化を試みた。その結果、第一に、相談者の約半数は、障害者手帳を持っていない、つまり障害福祉サービスの受給を受けていないことがわかった。第二に、日中活動として、①就業している人、②学校や職業訓練ないしデイケアといった集団生活の場を活用している人、③在宅中心の人と3つのタイプにはほぼ均等に分散していた。第三に、就業している人の大多数は、年収200万円を超えない経済状況にあった。第四に、調査対象の発達障害者支援センターでは、就労支援として、障害者手帳の申請、職業能力開発と職業訓練として障害者の就労支援機関の活用を推奨し、地域の就労支援機関と連携した支援を行っており、ほとんどが、いわゆる障害者雇用を目指した支援であることがわかった。

平成22年度は、前年度の調査対象者が1年後も継続的に相談を継続しているかどうか、またその居住環境について調査した。発達障害者支援センターで1年後に継続的に相談を続けている人は、4人に1人程度であった。ただし、紹介した機関と継続的に連携をとり、状況を確認している(フォローアップしている)人まで入れると60%程度は把握されていた。居住環境としては、親と同居している人が全体の82%、その他は単身13%、配偶者や子どもと生活している人が2%強であった。グループホームで生活しているのは1人しかおらず、障害福祉の居住サービスの活用は極めて稀な事例であった。

全体を通して、高機能発達障害者は、居住や居宅(ヘルパー等)といった福祉サービスの利用は極めて限られたものである。障害福祉サービスとしては、

就労へ向けてのステップとして日中活動を利用する場合が多く、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、ジョブカフェ、若年サポートステーション等の労働サイドのサービスを活用する場合が多い。また、継続的な就業生活を送るための手段として、障害者手帳の申請や障害を開示したうえでの雇用を目標とする支援が、発達障害者支援センターの重要な役割になるものと考えられた。

3. 発達障害者支援における精神科医療機関の役割についての研究

平成 20 年度は、前年度に岡山県精神科医療センターを初診した 16 歳以上の広汎性発達障害ケース 57 件について検討した結果、精神科医療は薬物療法や精神・心理療法、確定診断および精神障害者保健福祉手帳の取得を目的とした診断書作成、デイケアやグループ支援、精神医学的アセスメントに基づく他機関へのコンサルテーション、養育者に対するメンタルヘルス・ケアなど、多くの役割を担っていることがわかった。また、発達障害の確定診断には多くの診療時間と情報収集を要すること、地域の社会資源について知識が不充分であり、充分な支援ができていないと感じている医師が多く、実際に 4 分の 1 が治療中断に終わっていることなど、精神科医療機関の役割とともに、多くの課題を抱えている現状が明らかとなった。

平成 21 年度は、青年期・成人期において比較的良好な適応を示しているケースを対象にライフストーリー研究を実施し、適応を高めるための条件や、青年期・成人期に至る以前の支援のあり方として、社会や人への親和性・外界希求性の高さ・受診に対する拒否感の少なさ・一定の自己理解などの要因を抽出した。

平成 22 年度は、岡山県内の精神科診療所を対象に、郵送によるアンケート調査を実施したところ、133 名（回収率 38.7%）から回答を得た。その結果、現在少なくとも 1 人以上の成人の発達障害の患者を診療している精神科医は 70% にのぼ

ったが、発達障害者支援センターの存在や役割を知らない医師が 60% いるなど、この領域の研修・啓発が未だ不充分であることがわかった。また、多くの精神科医が発達障害者の治療や支援に困難を感じているが、その困難感を軽減するには、成人事例の事例検討会などの研修会や日中活動の場所や就労訓練などの社会資源の整備に加え、精神科医も含むネットワーク支援概念の普及と定着が喫緊の課題と考えられた。

4. 発達障害者支援センターなどの福祉分野と教育分野との連携についての研究

平成 20 年度は、文献研究、保護者と高等学校を対象としたいくつかの調査によって、高等学校ではネットワーク支援の実践が少ないものの、研究開発学校においては、小学校、中学校、高等学校の特別支援教育コーディネーター間の情報交換ができる連絡協議会や、教育支援計画を作成する際に、巡回相談員、学校医、大学、臨床心理士、教員などによる連携協議会が整備されていること、公立全日制、私立全日制、定時制というすべての校種において支援を要する生徒がおり、おもに生徒理解を目的に他機関との連携を図っていること、就労に関する連携は不充分であることなどが把握された。また、教育現場では、他分野とのネットワーク支援に関するガイドラインに対するニーズが高いことが窺われた。

平成 21 年度は、「教育から就労につながる支援の現状と課題の把握」に視点を当て、就労関係者から現状に関する情報収集、青年期で就労している発達障害の保護者に対する聴き取り調査、就労支援機関等に関する情報を収集した。その結果、高等学校において早期から卒業に向けた支援を開始する必要性や、そのための関係機関とのネットワーク形成が重要であること、ネットワーク形成にあたって、学校と福祉分野の専門機関との相互理解が重要であることが示唆された。

平成 22 年度は「教育機関へのキャリア教育・進路指導のサポート」について文献研究を中心に文部科学省のモデル事業について情報を収集し

た。また、8月に文部科学省の研究開発学校である神奈川県立田奈高等学校教諭を講師として、「高等学校における『かながわの支援教育』の具体的展開—特別でない特別支援教育—」の研修を行った。

以上の結果、就労や生活上の支援を必要とするため、周囲の理解とともに、本人が関係機関を活用できる力を育て、教育機関も関係機関に関する情報の提供が必要であることが示唆された。また、教育期に福祉、医療、労働との接点をつくり、継続的なネットワークを形成するために、コーディネートする人材の育成や、発達特性と適切な支援を求めることが必要であることが示唆された。また、教育期に福祉、医療、労働との接点をつくり、継続的なネットワークを形成するために、コーディネートする人材の育成や、発達特性と適切な支援を求めることが必要であることが示唆された。また、教育期に福祉、医療、労働との接点をつくり、継続的なネットワークを形成するために、コーディネートする人材の育成や、発達特性と適切な支援を求めることが必要であることが示唆された。

D. 考察

1. ガイドライン作成の基本方針

青年期・成人期ケースの支援においては、教育、福祉、保健、医療、就労支援、司法など、多くの関係機関・職種の貢献が必要であり、各分野の専門家が参照できるような支援ガイドラインが求められている。ネットワーク支援に焦点をあてた場合、「高機能の発達障害者が青年期・成人期において、どのような生活ニーズを有し、それに対応して、どのような機関が、どのような方法で支援できるのか、また、どのようなネットワーク支援が可能なのか」といった全体像と詳細を明らかにすることが重要である。また、その前提として、機関連携・ネットワーク支援の概念整理が重要である。事例集も本ガイドラインの核心部の一つであり、事例の収集と掲載にあたって慎重な倫理的配慮が求められる。

2. 就労支援について

発達障害者支援センターの相談支援、特に青年期・成人期の高機能発達障害者に対する相談支援には、以下のような特徴がある。

- ・ 人生の早期の段階より発達障害としての行動特徴が見られていたにも関わらず、青年期

以降のライフステージで、就職活動の失敗（心配）あるいは一旦就職した後に就業生活の継続が困難になるといった課題に直面し、はじめて発達障害の可能性に気づき、相談支援を求める人が多い。

- ・ 相談支援によって、比較的短期間で経済的に安定した収入が得られるような就業生活に移行・復帰する人は少数存在するが、多くは経済的に非常に不安定な就業生活を送るか、短期間で就業に至ることが困難な人たちである。
- ・ 発達障害者支援センターでは、中長期的な生活を考慮し、障害者手帳の交付申請、障害者としての職業訓練と求職活動の推奨、障害を開示した雇用（障害者雇用）と継続的な就労支援を推薦する事例が多い。
- ・ 一方、就労を主訴とした相談ケースの中には、障害者手帳の交付申請まで進んでも、日中に定期的に訓練や教育の場に通うことが困難で、集団生活に不適応を示す人もいる。
- ・ 相談支援を求める高機能発達障害者の年齢層は、若年層が多く、多くは親世帯と同居している。グループホームやホームヘルパー等の居住や居宅サービスのニーズは現段階で非常に限定的である。障害福祉サービスのニーズとしては、職業準備訓練やその前段階としての日中サービスである。
- ・ 就労を主訴として来談する高機能発達障害者が活用できる就労系・生活系のサービス・機関は多数存在する。特徴的な点として、相談初期の段階では、就労系と生活系のサービスを同時並行で活用するが、中盤以降は、就労系のサービス中心の人と生活系サービス中心の人には明確に分かれ。就労が決まった後も、継続的な生活支援を必要とする人も存在する。しかし、その多くは、障害者就業・生活支援センターや発達障害者支援センターの定期的な相談で問題解決に至っている。各種の障害福祉サービスを活用しながら、就業生活を継続する人は少ない（医療的ケアは

継続される場合が多い)。

- ・ 発達障害者支援センターは、ライフサイクル全般にわたり、様々な課題を抱える発達障害者に総合的かつ専門的な支援を提供する機関である。しかし、青年期・成人期の発達障害者の就労支援については、多くの発達障害者支援センターで充分な就労支援サービスを提供する段階には至っていない。就労相談を丁寧に行っていいる発達障害者支援センターでは、地域の就労支援機関に対して、「どのような相談者を」「どのようなタイミングで引き継ぎ」「その後は同役割分担するか」を考えながら、連携をキーワードに支援を行なっている。
- ・ 青年期・成人期の高機能発達障害者の相談支援は、正式な診断が確定する前段階から相談がスタートする場合がある。精神科的診断の確認、必要であるなら障害者手帳の交付申請、各種保健福祉サービス等の受給申請、さらには障害者であることを周囲に伝えて配慮を求める生活（障害者雇用等）まで、各過程における相談の質も活用する制度や連携する機関が異なる。
- ・ 発達障害者支援センターは、地域の就労支援機関と綿密に連携することで、発達障害者の就労可能性を大幅に広げることが可能である。こうした場合、障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関に移行するタイプのネットワークの活用が多い。一方、短期・中期的に就業生活の実現が難しいと判断される場合、日常生活の支援を担う相談支援機関との協同が多い。
- ・ 居住、居宅サービスの活用は比較的少なく、多くは日中活動のサービスを活用している。しかし、日中活動を利用せず、マイペースで生活している人も一定数存在しており、このような事例では、複数の相談支援機関が「協働」する場合が多い。

3. 精神科医療について

調査によって、次のようなことが明らかになった。

（1）施設間格差

過半数の医師が高機能広汎性発達障害(HFPDD)患者の治療・支援に携わっているが、施設・医師間の格差は大きい。クリニックや総合病院に比べて精神科病院の取り組みは少なく、特定の精神科病院にケースが集中する現象が生じている。

（2）発達障害者支援センターの啓発に関する問題

発達障害者支援センターと日常的に協働している医師は少数派であり、その名称や業務内容を知らない医師が7割に近い。このことについても、施設間格差が大きい。

（3）治療・支援の困難性

治療・支援に困難を感じる事例を経験している精神科医が7割に上り、特に20代～30代の男性患者の治療に困難を感じている。

（4）困難性の背景

治療・支援が困難な原因は、①障害特性に起因するコミュニケーションのとりづらさ、②精神症状の治りにくさ、③社会参加の場や日中活動の場の少なさ、という三領域に分けられる。

（5）精神科医の認識の現状と課題

HFPDD 患者に関する精神科医の数は増加傾向にあるものの、治療・支援の困難な事例を一人で抱えこみ、不安を感じている精神科医が少くないことがわかった。多くの精神科医は、発達障害の診断やその後の治療・支援の流れについて、適切なイメージを持てずに不安や戸惑いを感じている。

彼等を支援するためには、支援のための社会資源の整備・充実とともに、ネットワーク支援概念の普及・定着が必要である。

4. 教育について

高等学校では、中学校からの移行や医療・福祉との協働のいずれも不充分な現状である。また、就労支援機関との接点ももっておらず、有効なネットワーク支援の実践が困難な状況にある。

ネットワーク形成を困難にしている要因として、関係機関や福祉制度、就労支援の仕組みなどに関する情報や、具体的な連携の方法に関する知識が不足していること、さらには、保護者の理解、協力が得られにくいことがあげられた。問題を先送りせず、教育期の段階からネットワーク支援を取り組む発想が必要であり、ガイドライン作成にあたっては、上記の観点が中心になるものと思われる。

E. 結論

青年期・成人期の発達障害者へのネットワーク支援に関する支援ガイドラインの作成に向けて、生活・支援ニーズと支援のあり方を検討すること、医療、保健、福祉、教育、就労、司法などのネットワーク支援の現状を把握し、それぞれの分野における役割と課題を整理することなどに取り組んだ。

また、ネットワーク支援のモデル事例を提示するため、事例収集の方法論と倫理的配慮については、とくに慎重に検討した。

F. 健康危険情報

特記事項なし

G. 研究発表

1. 論文発表

- ・近藤直司：青年期における発達障害と精神科医療、精神神経学雑誌 111(11) ; 1433-1438, 2009
- ・近藤直司、小林真理子、富士宮秀紫、萩原和子：青年期における広汎性発達障害のひきこもりについて、精神科治療学 24(10) ; 1219-1224, 2009
- ・近藤直司、小林真理子、宮沢久江、宇留賀正二、小宮山さとみ、中嶋真人、中嶋 彩、岩崎弘子、境 泉洋、今村 亨、萩原和子：発達障害と社会的ひきこもり、障害者問題研究 37(1) ; 21-29, 2009
- ・近藤直司：青年のひきこもり、児童青年精神医学とその近接領域、50(50周年記念

- 号) ; 156-160, 2009
 - ・近藤直司：ひきこもり、精神科臨床サービス 9(4) ; 507-511, 2009
 - ・近藤直司：発達臨床とネットワーク支援、精神科臨床サービス (印刷中)
 - ・近藤直司：思春期精神科医療に関する諸機関および連携のあり方、精神科治療学 (印刷中)
 - ・志賀利一：就労を希望する発達障害者の最近の傾向、梅永雄二編著－発達障害のある人の就労支援ハンドブック、金剛出版、2010.
 - ・志賀利一：広汎性発達障害の人たちの就労支援、精神科治療学第 24 卷 10 号、星和書店、2009
 - ・塚本千秋、五島淳、住友佳代、池上淳也、中島 豊爾：ひきこもって母親を支配していた広汎性発達障害の青年への入院介入、精神科 17(2), 2010.
 - ・塚本千秋：大人の都合、大人の安心－児童精神科からみた学校の風景－、こころの科学 151, 2010. pp. 41-18.
 - ・鳥海順子：高等教育機関における特別支援教育、山梨障害児教育学研究、第 5 号, -, 2011.
 - ・鳥海順子：発達障害事例における関係機関との連携、教育実践学研究（山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター研究紀要）, Vol. 14, 1-8, 2010.
 - ・鳥海順子：山梨県内の高等学校における特別支援教育の実態、山梨障害児教育学研究、第 4 号, 42-49, 2010.
- ##### 2. 学会発表
- ・近藤直司：青年期における発達障害と精神科医療、日本精神神経学会シンポジウム、2009 .
 - ・大重耕三、塚本千秋：ある男児の入院治療の経過について、第 28 回日本青年期精神療法学会大会、2010. 11. 20~21. 神戸
 - ・志賀利一：職業リハビリテーションの現場と発達障害（シンポジウム）、日本職業リハビリテーション大会第 38 回大会、2010.
 - ・志賀利一：発達障害のある人の就労支援と発達障害者支援センターの役割、平成 22 年度発達

- 障害者支援センター全国連絡協議会. 2010.
- ・磯貝順子：障害の気づきから相談機関に至る準備期間—ニューヨーク州の邦人障害児事例を通して—. 日本特殊教育学会第 48 回大会発表論文集, 2010. (磯貝順子は鳥海順子の学会名)
 - ・磯貝順子：障害の気づきから相談機関へのプロセス. 日本特殊教育学会第 47 回大会発表論文集, 2009.

G. 文 献

- 1) 日本精神神経学会：臨床研究における倫理綱領 1997.
- 2) 日本児童青年精神医学会、学会倫理綱領. 2009
- 3) 飛鳥井 望：多職種チームアプローチにおける守秘義務問題と個人情報保護. 松下正明総編集：臨床精神医学講座 S5、精神医療におけるチームアプローチ. 中山書店、2000； pp. 399-406.
- 4) 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター：発達障害者の就労支援の課題に関する研究. 調査研究報告書. No. 88. 2009
- 5) 厚生労働省：ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン. 2010
- 6) 厚生労働科学研究：青年期・成人期の発達障害に対する支援の現状把握と効果的なネットワーク支援についてのガイドライン作成に関する研究（研究代表者：近藤直司）. 平成 20 年度総括・分担研究報告書、2009.
- 7) 厚生労働科学研究：青年期・成人期の発達障害に対する支援の現状把握と効果的なネットワーク支援についてのガイドライン作成に関する研究（研究代表者：近藤直司）. 平成 21 年度総括・分担研究報告書. 2010
- 8) 厚生労働科学研究：青年期・成人期の発達障害に対する支援の現状把握と効果的なネットワーク支援についてのガイドライン作成に関する研究（研究代表者：近藤直司）. 平成 22 年度総括・分担研究報告書. 2011
- 9) 南 達也：児童福祉施設と精神科医療との連携. 精神科治療学 23(増);63-67, 2008
- 10) 日本学生支援機構：障害学生支援についての教職員研修プログラム.
http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/guide/top.html 2010.8.20 取得
- 11) 日本 LD 学会研究委員会研究プロジェクトチーム (2008) 大学における発達障害のある学生支援事例の実態調査報告—試行的取り組みにみる支援の実際とサポートの充実に向けて—. LD 研究, 17(2), 231-241.
- 12) 日本生産性本部、若者自立中央センター：平成 22 年度地域若者サポートステーション事業. 発達障害ワーキンググループ報告書. 2011
- 13) 野口和人 (2009) 高等学校における特別支援教育の現状と課題—全国調査および訪問調査より一. 発達障害研究, 31, 3, 148-156.
- 14) 野中 猛：ケアマネジメント実践のコツ. 筒井書房、2001
- 15) 斎藤万比古編著：発達障害が引き起こす二次障害へのサポート. 学研、2009.
- 16) 柴田珠里、関水 実、桜井美佳：発達障害者支援センターと精神科医療. 精神科治療学 23(増);68-74, 2008
- 17) 十一元三：アスペルガー障害と高次対人状況. こころの臨床アラカルト 25(2). 2006
- 18) 鳥海順子：高等学校における特別支援教育の取組. 山梨障害児教育学研究紀要, 3, 64-83. 2009
- 19) 上野一彦：「発達障害」学生を取り巻く課題と今後の展望について. 大学と学生, 81, 15-21. 2010
- 20) 山梨県教育委員会：よりよい連携と支援のための特別支援教育コーディネーターハンドブック. 2008
- 21) 吉池毅志、栄セツコ：保健医療福祉領域における「連携」の基本的概念整理. 桃山学院大学総合研究所紀要、第 34 卷第 3 号、109-122, 2007
- 22) 全国 LD 親の会(2007) LD 等の発達障害の

ある高校生の実態調査. LD 等の発達障害のある高校生の実態調査報告書（全国 LD 親の会・会員調査）.

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

II. 平成22年度 主任研究ワーキング・グループ研究報告

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
主任研究ワーキング・グループ研究報告書

全国の発達障害者支援センターと精神保健福祉センターにおける
高機能発達障害に対するネットワーク支援の現状とモデル事例に関する研究

主任研究者 近藤直司^{1, 2)}

研究協力者 萩原和子¹⁾ 宮沢久江³⁾ 小林真理子²⁾ 田中 究⁴⁾

1) 山梨県立精神保健福祉センター

2) 山梨県中央児童相談所

3) 山梨県発達障害者支援センター

4) 神戸大学大学院医学研究科精神医学分野

研究要旨

主任研究班においては、平成 20 年度に全国の発達障害者支援センターと精神保健福祉センターからケースを収集し、青年期・成人期の発達障害者に対するネットワーク支援の現状を把握した。平成 21 年度においては、それらの検討・分析とともに、機関連携に関する先行文献を参考に、ネットワーク支援の概念整理と有効なネットワーク支援の構成要素、ガイドラインの構成について検討した。また、日本精神神経学会が承認した「臨床研究における倫理綱領」等を参照し、ガイドラインに掲載するモデル事例の収集と公表に必要となる倫理的配慮について検討したうえで、山梨県内の相談支援機関における相談・支援ケースを用いて事例案を作成し、モデル事例としての有用性と守秘性・倫理性の両側面について分担研究者、研究協力者らと検討を重ねた。最終年度にあたる平成 22 年度は、主任研究班と分担研究班で実施した調査の結果と先行文献等に基づいてガイドラインの総論・各論を分担執筆し、同時に、研究協力者からモデル事例を収集してガイドライン案を作成した。全国の発達障害者支援センターと精神保健福祉センターにガイドライン案に対する意見を求め、関係省庁等との検討・調整のうえで完成・公表に至った。

A. 研究目的

本研究班は、青年期・成人期のおもに高機能の発達障害者への支援において、どのような生活ニーズに対して、どのような機関・制度が、どのような方法で支援できるのかといった支援のあり方を検討し、複数の機関が関わるネットワーク支援に関するガイドラインを作成すること、及びその成果を普及することにより、地域における発達障害者支援の質の向上を目的に組織されたものである。

主任研究班においては、青年期・成人期の発達障害者に対するネットワーク支援の実践例を収集・分析すると同時に、先行研究等を参考に、ネットワーク支援の概念整理と有効なネットワーク支援の構成要素について検討すること、また、ガイドラインに掲載する事例集の作成について、モデル事例としての有効性と倫理的な配慮について整理することをおもな目的とした。

B. 研究方法

平成 20 年度は、ネットワーク支援の実態を把握するための調査を計画し、全国の発達障害者支援センターと精神保健福祉センターから、ネットワーク支援の実践例、ネットワーク支援の留意点、課題等を収集した。

平成 21 年度は、これらの分析とともに、機関連携に関する先行研究を参考に、ネットワーク支援の概念整理と有効なネットワーク支援の構成要素について検討を進めた。また、ガイドラインに掲載する事例集の作成にあたって、その有効性と倫理的配慮という両側面について検討することとした。まず、日本精神神経学会が承認した「臨床研究における倫理綱領」(1997 年 5 月 30 日)に基づき、山梨県内の公的相談・支援機関における相談・支援ケースを用いて事例案とインフォームドコンセント案を作成し、事例収集の実現可能性、モデル事例としての有用性、守秘性・個人情報保護の遵守という各観点から分担研究者らと検討を重ねた。

以上のような過程を経て、最終年度にあたる平成 22 年度はガイドライン案を作成し、全国の発達障害者支援センターと精神保健福祉センターから意見を募り、関係省庁等との調整・検討を経て、完成・公表することとした。

(倫理面への配慮)

本研究において収集したデータは研究担当者のもとに厳重に保管され、研究終了後は破棄する。また、本研究で得た情報が他の目的のために利用されることはない。一旦、協力に同意した場合でも、いつでも撤回できることとする。今年度についてはインフォームド・コンセントを省略し、本研究に協力している旨を掲示やホームページ等の方法によって広報するよう協力機関に依頼する。

C. 研究結果

(1) ネットワーク支援の概念整理

平成 20~21 年度の調査・分析により、本研究班では、ネットワーク支援を以下のように概念化

した。

第一に、ネットワーク支援の形態、機関連携のあり方を、①複数の生活ニーズを有するケースに対して複数の機関・援助者が関与する「協働」、②進学や就労、健康状態の変化、社会参加が進んだことなどによって必要となる、おもな支援機関の「移行」、③他機関に対する専門的な助言、あるいは専門機関・専門家からの助言を参考にして、支援のあり方を検討する「コンサルテーション」、という三つに分類・整理した。

第二に、支援経過において有効な機関連携が実施され、ネットワーク支援が展開されるためには、ケアマネージャー的な援助者の役割・機能が重視されることを示した。

(2) 有効なネットワーク支援の構成要素

次に、有効なネットワーク支援の構成要素、あるいはケアマネージャー・コーディナーターに必要とされる技術・資質を以下のように整理した。

- ①的確なアセスメント
- ②コスト意識
- ③情報管理（有効な情報交換と個人情報保護）
- ④スピードに対する意識
- ⑤対等性の原則

(3) 事例集の作成に向けた有効性と倫理面についての検討

ガイドラインに掲載するネットワーク支援のモデルケースの収集・掲載に関する方法と倫理的配慮について検討を重ねた結果、モデル事例の記述にあたっては、支援機関が移行する理由や、他機関が協働することになった経緯と目的、その時点におけるケースマネージャー的援助者は誰であったなどか、ネットワーク支援の詳細を記述することが重要であるという結論に至った。

また、インフォームドコンセントにあたって、当初は、本人の同意能力（ないしは記述内容の掲載を拒否する能力）の評価を重視すること、援助者が記述した原稿を本人ないしは家族に開示し、文書で承認を得ること、修正を加えた場合には、

再度、修正後の原稿を開示し、承認を得ることとしたが、こうした方法によって収集できる事例は支援関係の良好なケースに著しく限定されると、危機介入や入院治療を要する事例の収集が困難であることなどが明らかとなり、他の方法を検討することとなった。

内外の精神医学会、心理療法系の学会における研究と学会発表に関する倫理規定などを収集・検討し、個人情報の消去 erase と修正 disguise に加えて、複数の事例を組み合わせて一つの事例として再構成した架空事例を作成するという結論に至った。

D. 考察

ガイドライン作成におけるおもな論点は、①青年期・成人期ケースの生活・支援ニーズの把握とその分類・整理、②実践例と先行研究に基づいたネットワーク支援の概念と有効なネットワーク支援の構成要素に関する検討・整理、③事例集の有効性と倫理性に関する検討などであった。③については、とくに慎重を期した。

また、それらをもとに、①精神科医療機関を含むネットワーク支援、②就労支援に関するネットワーク支援、③高等学校・大学等を含むネットワーク支援、④触法事例に対するネットワーク支援を各論として取り上げることとした。このことにより、作成したガイドラインが、青年期・成人期ケースに関わる多くの機関・職種に活用されるものと考えられる。

E. 結論

青年期・成人期の発達障害ケースへのネットワーク支援に関するガイドライン作成にあたり、基礎となるデータの収集・分析、事例集の作成に関する検討等に取り組んだ。

F. 健康危険情報

特記事項なし

G. 研究発表

1. 論文発表

- ・近藤直司：青年期における発達障害と精神科医療. 精神神経学雑誌 111(11);1433-1438, 2009
- ・近藤直司、小林真理子、富士宮秀紫、萩原和子：青年期における広汎性発達障害のひきこもりについて. 精神科治療学 24(10);1219-1224, 2009
- ・近藤直司、小林真理子、宮沢久江、宇留賀正二、小宮山さとみ、中嶋真人、中嶋 彩、岩崎弘子、境 泉洋、今村 亨、萩原和子：発達障害と社会的ひきこもり. 障害者問題研究 37(1);21-29, 2009
- ・近藤直司：青年のひきこもり. 児童青年精神医学とその近接領域. 50(50周年記念号);156-160, 2009
- ・近藤直司：ひきこもり. 精神科臨床サービス 9(4);507-511, 2009
- ・近藤直司：発達臨床とネットワーク支援. 精神科臨床サービス (印刷中)
- ・近藤直司：思春期精神科医療に関する諸機関および連携のあり方. 精神科治療学 (印刷中)

2. 学会発表

- ・近藤直司：青年期における発達障害と精神科医療. 日本精神神経学会シンポジウム、2009 .

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

文 献

- 1) 日本精神神経学会：臨床研究における倫理綱領 1997.
- 2) 日本児童青年精神医学会、学会倫理綱領. 2009

III. 平成22年度 分担研究報告

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
分担研究報告書

発達障害者支援センターと他の福祉・就労支援分野との連携についての研究

分担研究者 志賀利一 1)

研究協力者 武居光 2) 阿佐野智昭 3)

- 1) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園企画研究部研究課
- 2) 社会福祉法人新生会 川崎市西部地域療育センター
- 3) 社会福祉法人新生会 川崎市発達相談支援センター

研究要旨

本研究は、全国の発達障害者支援センターに相談に訪れる青年期・成人期の高機能発達障害者が、どのような福祉・就労支援を必要としているのか、そしてこのニーズに応えるため発達障害者支援センターはどのような機関とどのような連携が必要になるのかを調査した。

平成 20 年度は、①全国発達障害者支援センター連絡協議会が平成 19 年に実施した実態調査の結果から成人期の就労支援の実態の推測、②近年整備され始めた地域の就労支援に関する資料の整理を行った。労働・福祉・教育の連携を前提とした地域の就労支援は、様々な機関のネットワークが基本になってきている。また、発達障害者支援センターには、若年の発達障害者を中心に、就労支援を希望する人の相談が多い。しかし、地域の関係機関と連携を前提とした就労支援をある程度行っている支援センターは少ないのが現状である。

平成 21 年度は、6ヶ所の高機能発達障害者で継続的な相談支援を受けている全ケース（407 人）の生活状況に関する調査と類型化を行った。相談者の約半数は、障害者手帳を持っていない。つまり障害福祉サービスの受給を受けていない人であった。また、日中活動として、①就業している人、②学校や職業訓練ないしデイケアといった集団生活の場を活用している人、③在宅中心の人と 3 つのタイプにほぼ均等に分散していた。そして、就業している人の大多数は、年収 200 万円を超えない経済状況にあった。調査対象の発達障害者支援センターでは、就労支援として、障害者手帳の申請、職業能力開発と職業訓練として障害者の就労支援機関の活用を推奨し、地域の就労支援機関と連携した支援を行っていた。いわゆる、障害者雇用を目指した支援を行なっている。

平成 22 年度は、前年度の調査対象者が 1 年後も継続的に相談を継続しているかどうかと継続している人の居住環境について調査を行った。発達障害者支援センターでは 1 年後に継続的に相談を続けている人は、4 人に 1 人程度であった。ただし、紹介した機関と継続的に連携をとり、状況を確認している（フォローアップしている）人まで入れると 60% 程度は把握している。居住環境としては、親と同居している人が全体の 82%、その他は単身 13%、配偶者や子どもと生活している人が 2% 強であった。グループホームで生活しているのは 1 人しかおらず、障害福祉の居住サービスの活用は極めて稀な事例であった。

全体を通して、高機能発達障害者は、居住や居宅（ヘルパー等）といった福祉サービスの利用は極めて限定的である。障害福祉サービスとしては、就労へ向けてのステップとして日中活動を利用する場合がかなりあり、それ以上に障害者職業センター、障害者就業・生活支援セ